

生命や財産を

自分たちの手で

防災に活躍する市民グループ



大切な生命や財産を自分たちの手で守るといふ使命に燃え、消防団や婦人防火クラブの皆さんが、日夜地域の防災のために活躍しています。

消防活動の中心となるのは、専門的な訓練を受けた消防職員ですが、日常の防火や初期消火など、消防団や防火クラブの果たす役割はますます大きくなってきています。

地域に密着した 防災活動

現在市内には十二の消防分団があり、浜田駿岡長以下三百三十四人の皆さんが、それぞれの仕事の傍ら、火災発生時の初期消火、風水害などの災害防衛活動等、大きな役割を果たしています。火災の場合だけをとっても昨年一年間に九十二回、延べ

七百七十三人が出動。そのほか春先や年末の予防期間の受け持ち地区の警戒、夏期訓練、地域の防災指導、婦人防火クラブの育成と、地域の防火にも尽力しており、今後も日常の地域に密着したきめ細かな防災活動が期待されています。



毎年一月二十六日の文化財防火デーには、北部分団や自衛消防団の皆さんが国分寺で防火訓練を行っています。

家庭から 火を出さない

このような消防団のほか、婦人防火クラブも地域の消防活動に貢献しています。昨年内では二十二件の火災が発生。全焼五件を含む十六件が焼損し、一人が死亡、十一世帯四十六人が罹災、九千四百万



昨年十一月、第十五回中央地区消防協議会で優勝した南消防団。防災だけでなくスポーツでも活躍。勝因は「ずばり「団結です」ということです。この家庭から出る火災を少しでも減らそうと、市内で初めて上末松婦人防火クラブができたのが昭和六十二年二月。今では六クラブ二百二十五人の皆さんが、防火の担い手として活躍しています。

言うまでもなく主婦は家庭の「火の取り扱い責任者」。その主婦が電気、ガス、石油器具の取り扱い方などの火災予防についての正しい知識、消火器の扱

い方や火の消し方を身につけていることは、地域の火災予防に大きな力となります。また、消火器の正しい取り扱い方や一九番通報の仕方、避難するときの注意事項を地域に回覧するなどの防火教育を行ったり、「どこそこには寝たきりのおばあちゃんがいる」「けがや病気で動けない人がいる」といったきめ細かな情報を集めることができるのも主婦中心のク

ラブならではの、消防職員だけではとても無理です。そのような日ごろの地道な活動があれば、万一火災が起こっても被害を最小限に食い止められるのです。消防本部では、市内の皆さんに防火クラブ結成を呼びかけています。近隣の仲間や友人と協力して家庭を、地域を火事から守りましょう。詳しいことは、消防本部警防課(☎3511)までお問い合わせください。

前浜中組に 防火クラブ誕生



消火器の扱い方の説明を受ける

前浜中組地区婦人防火クラブ(浜田香代子会長、四十七人)このほど結成され、二月十八日に伊都多神社の境内で消火訓練が行われました。

集まったクラブ員の皆さんは、消防署員から消火器の扱い方の説明を受けた後、油火災やプロパンガス火災の消防訓練に真剣に取り組みました。浜田会長は「最近では天ぷら油を使う料理が多く、もし鍋に火が移ったらと思うとぞっとします。各家庭に消火器は備えてあると思いますが、いざというときに使い方がわからなければ宝の持ち腐れです。今日の訓練を十分身につけるとともに、自分たちの地区から火災を出さないよう力を合わせて防火意識の向上に努め、クラブ員の親睦を図っていきなさい」とあいさつ。神社に礼拝して「火の用心」を誓い合いました。

ごみ袋20円は条例違反?

婦人グループが監査請求書を提出

昨年の四月に市指定の家庭用ごみ袋が一袋十円から二十円に値上げされましたが、このほど「この二十円のうち製作費を超える額は条例違反である」として、駅前町の今井成子さんから十二人の婦人グループが、監査委員事務局に差額の返還を求める監査請求書を提出しました。

この監査請求は「昨年四月に市は南国市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を改正し、家庭用ごみ袋を二十円に値上げした。条例では特別な場合を除いて一般家庭からのごみ処理手数料は無料と定められているが、ごみ袋代のうち製作費を超える額はごみ処理手数料を徴収するもので、条例違反である。差額を市民に返還するとともに、規則の改正を求める」というもの。現在ごみ袋一枚に関する費用は、製作費六円十二銭に、衛生委員及び衛生委員連合会などに對する販売手数料三円五十銭を加え、それに消費税を加算した

九円九十一銭。市の規則によつて二十円で販売されています。一方、ごみ処理手数料に関しては、条例に、一般家庭から排出するごみの収集、運搬、処分についての手数料は無料であると定められています。これについては「ごみ袋については会計上実費徴収ということになっている。その実費のことになっている。」

支所の業務・取り扱い時間を変更

四月一日から支所の業務内容と取り扱い時間が変わります。従来、領石・岡豊・十市の各支所に保存していた戸籍簿、印鑑台帳等の原簿を本庁で集中管理し、戸籍謄抄本などの発行を電送(ファックス)により行うことになりました。これによつて本庁はもとより各支所のことからでも戸籍謄抄本、住民票の写し、記載事項証明、印鑑証明等の交付を受けることができます。

ただし、戸籍の届、住民の異動届、印鑑登録等の基本となる届は本庁のみで受け付けることになりましたので、ご注意ください。取り扱い時間は次のとおりです。

◎平日 午前九時三十分～午後三時三十分
◎土曜日 午前九時三十分～正午

※詳しいことは、民生課市民係(☎2111内線131)までお問い合わせください。